

経営協議会議事要録

1. 日時 平成16年7月20日(火) 15:00~16:25
2. 場所 事務局3階 大会議室
3. 出席者 遠藤(学長・議長)
昆, 三國, 棟方, 神田, 藤田(正), 渡邊, 高橋, 岡井, 小田切, 櫛引,
武田, 中村, 藤田(喜)の各委員
永井監事, 佐々木監事
欠席者 石戸谷, 安田の各委員
事務局陪席 吉田総務課長, 千葉財務課長, 和田経理課長, 京野契約管理課長
4. 配付資料
資料1 国立大学法人弘前大学役員給与規程新旧対照表
資料2 国立大学法人弘前大学役員退職手当規程新旧対照表
資料3 国立大学法人弘前大学職員退職手当規程新旧対照表
資料4 平成17年度概算要求に係る重点事項の概要
資料5 開始貸借対照表(平成16年4月1日)

議事に先立ち、議長から、本日の会議に佐々木監事が陪席する旨の発言があった。
続いて、6月15日開催の経営協議会議事要録(案)の確認が行われ、次のような
意見交換があった。

前回の会議で、昆委員が非常に大事な発言をしているが、その発言内容が記載されて
いない。

確かに、大学の利益をどのように考えるのか、その視点を検討する必要がある旨
の発言をした記憶がある。

議事要録の作成はもっと詳しく誰が発言したのかも分かるようにしてもらいたい
旨のお願いをしていたが、その検討結果はどうなったのか。

議事要録については、その発言内容を精査しているつもりである。今までの大学の
議事要録は非常に詳細なものから簡易なものまであったが、本協議会の議事要
録はその中間辺りより詳しくしているつもりである。

前回か前々回の会議で青森県の医療に対する取り組みの低さにより秋田県や岩手
県と比べても格差があることや医療再編に係る各首長のエゴについて学長が指摘
し、大学側でいくら優秀な人材を供給してもなかなか自治体病院が機能しないと
いう重要な発言もあったが、議事要録には記載されていない。議事要録というの
は大事なキーワードを抜かしてはいけない。非常に重要な発言が議事要録に記録
として残されないのは問題なのではないか。

法人化前の大学の議事要録は、テープを全部おこして一字一句記載するという方
法をとっていたが、事務担当者が議事要録の作成に追われ、深夜までの残業や休
日出勤をしなければならない状況にあった。そこで、法人化後の議事要録の作成

をどのようにするか検討した結果、会議で決まった事だけを記載することになった。指摘のあった議論の中身が分かるような議事要録の作成は、本協議会に限らず、他の委員会でも同様なことがいえるため、どこまで議論の内容を記載するかについては論議になっているところである。ただ、詳細な議事要録を作成すれば後々論議の内容まで分かるが、そのためには事務部の限界を超えてしまうなどの問題があり、どのように折り合いをつけるか検討を進めている状況である。

大事なキーワードが抜けているという指摘については、本学では議事要録をまとめる際に学外に対する論評などは詳しく記載しないようにしてきた。このように議事要録をまとめる際には議事内容をある程度選択しながら記載しているため、国会の議事録などとは違って、どのあたりでどのようにまとめるかというのは難しいところである。また、何を選択して記載するかは、議事要録を作成する事務担当者によって変わってくる部分もあるのは確かである。本協議会の議事要録をどのようにするのかは、各委員の意見を伺いながら方向性を煮詰めていくしかないと思う。

大学が社会に対して情報を開示するというのは非常に重要なことである。議論の結果だけを議事要録に残すのではなく、どういう過程でその結論に達したのかを残すことは非常に重要なことであり、説明責任を果たす意味でも大事なことではないのか。

説明責任というのは、ある事項を決定した場合に、決定に至るまでのプロセスを問われるのかも知れないが、バラエティに富んだ意見が出されている段階で逐一出された発言を議事要録に残すのは難しいところである。会議で出された全ての意見を議事要録に残すことになると、そのための時間、労力、人の全ての能力を超えており、そこまでのサービスをする責任が大学にあるのかということが問題になってくる。際限なく事務職員に残業をさせて議事要録を作成するというのであれば、会議で出された全ての発言を残すことも可能だが、一方では、経営上の問題として事務職員の業務のスリム化、効率化という要望もある。また、情報開示が大切なことであるというのは認識しているが、大学がそれに対して際限なく責任を負うものではないということも理解いただきたい。

情報開示はサービスというが、それはサービスではなく義務なのではないか。また、限りなく残業させるとコストが掛かるということだが、議事要録の作成は、それほど大変なことなのか。例えば、国会中継のやり取りをその日のうちに仕上げ翌日の新聞に載せている。そのことを考えるとそれほど大変なこととは思えないが。

本学の委員会は本協議会だけではなく、数多くの委員会がある。また、サービスとは公務員等が本務として行わなければならない業務全般を指して言っている言葉であり、やらなくてもよい余分な業務を言っているのではない。

法人化するに当たり、法人の議事録とはどのようなものなのか国立大学長会議で議論になったことがある。いろいろ調べたところ、簡略化したものから詳細なものまで様々な形態があった。本学自身としては、事務の簡素化ということで事務系職員の20%削減を進めているところである。議事要録に関する指摘について

は、そのとおりだと思うが、事前に各委員に議事要録を配付しているので、加筆訂正もしくは更に詳細に記載すべきだという点があったら、指摘をいただき内容の改善を図っていきたい。

せっかくの議論を広く社会に発信し、そのリアクションを大学のよい方向に取り入れて欲しいと思うので、発言者も掲載した方がよいと考える。

可能な限り議事要録は詳しく記載してもらい、足りない部分があったら、各委員から指摘してもらい改善を図る方向でよいのではないか。また、発言者の氏名を記載することは差し支えないと思う。

議事要録は、委員会の性格によって簡略化できるものと詳細に記載するものとメリハリをつけてもよいのではないか。例えば、本協議会のような重要な会議で議論内容が対外的に公表を予定されているものだとすると、当事者でない者が読んでも分かるようであればならないことから、基本的には逐語的に行うべきだと思う。また、事務部の負担が大変だとしたら、外注も考えるべきだと思う。情報開示が当然という現状から考えると、事前に各委員に議事要録を配付してもらい、加筆訂正もしくは更に詳細に記載すべきだという点があったら、内容を改めていくということでもよいのではないか。発言者の氏名を記載することについては、個人的には記載する必要はないと思う。

審議事項がどのように決まって、どのようなコメントがあったのかを記録するのが議事要録だと思う。情報を詳しく開示するのは必要だと思うが、そのために時間や労力を費やすのは無駄なように思われる。どの程度まで詳しく記載するかは会議の総意により決めるべきだと思う。

一般的に議事要録は、内容にもよりけりだが、何の項目で誰が発言したのかが分かるようであればならない。ただし、大学側の意向もあると思うので、議事要録の記載の仕方については、もう少し詰めた方がよいのではないか。

基本的に情報開示については賛成だが、結論が出ていないような場合には、その発言内容はメモ程度にとどめ、結論が出たものについては、その情報を開示するために詳細に記録を残すということでもよいのではないか。

大学の中のいくつかの委員会の委員長を務めていた経験からいうと、議事要録はいつ何が決定されたのか明確にしておくというのが重要である。かなり話が発展するような議論の全てを網羅するということがいいことなのかどうなのかという問題はあある。議事要録に追加すべき事項や更に詳細に記載すべきという指摘を受けて議事要録を手直しする手続きはとるべきだと思うし、それは今までの大学の委員会の中でも同じような手続きを踏んできている。

議事要録の内容については、当然公開を前提としているので、ある程度詳細に記載する必要はあると思うが、発言内容全てを記載するのは必要ないのではないかと思う。

県の審議会の議事要録は、全訳だがあまり役に立たない。しかし、記録として残す議事要録に、キーワードが抜けているというのは問題だと思うし、発言者の氏名を記載した方が、後々分かりやすいのではないか。

逐語的な議事要録というは、実際に会議に出席した者には役に立たないと思うが、

誰のための議事要録なのかという考えなければならない。また、審議内容の重要なポイントについて記載すればいいのではないかという意見があったが、その重要なポイントについては、共通理解を得られるような手順を踏むことが必要である。

議事要録から重要なポイントが抜けているのは問題であるし、その前後関係は最低限、第三者が分かるような形で記載すべきだと思う。キーワードが抜けている場合は、発言者の委員から指摘を受けて手直しすることは必要だと思うが、発言内容を全て網羅するというのは合理的ではないと思う。

国会の委員会の議事を速記したものを文章にするには、約3倍の時間がかかると聞いている。担当事務部は、会議の庶務だけを行っているのではなく、他にもいろんな業務を行っており、むしろそちらの業務の占める割合の方が大きい。逐語的な議事要録の方が理想的ではあるが、実態としては難しいと思われる。事前に各委員に議事要録を配付し、加筆訂正もしくは更に詳細に記載すべきだという点があったら、指摘をいただき内容の改善を図っていくのが望ましいのではないか。

続いて、議長から、議事要録の記載の仕方については、本日の各委員の意見を踏まえた上で、検討させてもらいたい旨の発言があり、異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 国立大学法人弘前大学役員給与規程等の一部改正について

議長から、役員給与規程、役員退職手当規程及び職員退職手当規程の一部改正について諮りたい旨の発言があった後、総務部長から、資料1から資料3に基づき改正点の説明があり、審議の結果、異議なく了承された。また、本件に関しては、役員会に提案することが併せて了承された。

6. 報告事項

1 平成17年度概算要求事項について

議長から、新しい制度に基づく概算要求について、学内から要求事項を公募し、学長ヒアリングを経て概算要求をしたものである旨の発言があった後、三國財務担当理事から、資料4に基づき、平成17年度概算要求に係る重点事項の概要について、次のような報告があった。

前回の本協議会に各部局等から要求のあった事項を示したところだが、6月21日、22日に学長、理事及び監事等によるヒアリングを行い、学長の下で要求事項の選定を行った後、7月5日の役員会で審議の上、概算要求事項を決定した。

主な要求事項は、学部・大学院等組織整備が2件、教育改革が2件、研究推進が3件、連携融合が1件、特別支援事業として7件の合計15件である。

文部科学省へ概算要求書を提出後、7月12日に文部科学省でヒアリングが行われた。

引き続き、次のような質疑応答が行われた。

教員養成学研究開発センターの新設について、その組織はどうなるのか。

現状の教員スタッフの配置換により措置することになると思われる。

二人の専任教員の人件費を要求することになっているが、実際は人件費が措置されることは厳しい状況である。また、本来であれば恒久的なセンターとして要求したいところであるが、概算要求事項の性格からいって時限を付けなければ認めてもらえないことから、現時点では5年間の期限付きで要求している。

医学系研究科保健学専攻の新設について、備考欄に平成17年度施設費補助金として16,380千円の要求とあるが、どのようなものなのか。

文部科学省の概算要求は、組織整備に係る要求と施設整備に係る要求の二つがあるため、本資料には関連事項として備考欄に記載させてもらっている。

施設費補助金とは、施設そのものの要求のことなのか。

医学系研究科保健学専攻の設置により、50名の学生が増えることになるので、そのことに伴う建物の整備ということである。

施設費補助金は、要求額には出てこないのか。

組織の要求は、学生定員が増えれば授業料も増え、それに伴って支出も増えることになるが、定員によって計算される支出予算の組み方については、本要求事項には記載しなくてもよいことになっている。

内部の方には分かると思うが、一般的に見ると、よく理解できない資料である。

2 開始貸借対照表について

三國財務担当理事から、資料5に基づき、平成16年4月1日現在の開始貸借対照表について説明があった。

3 監査室の体制について

議長から、監査室は現在、学長が指名する教員3名、学長が指名する教員以外の職員2名及び専任事務職員2名の計7名の体制で活動しているが、具体的な監査日程については、検討中である旨の報告があった。

4 係属中の訴訟に係る経費について

議長から、次のような報告があった。

従前は、訴訟があった場合は法務省が対応し、敗訴した場合は国で経費を措置していたが、今後は、それぞれ各法人が対応することになっている。

本学の現状として、旧国立大学時代から継承している2件の医療事故に関する訴訟がある。そのうちの1件が和解の手続きが進んでいる。和解が成立した場合には和解金の支出があるので了承願いたい。ただし、旧国立大学時代の訴訟に関しては、文部科学省が経費を手当てすることになっている。

5 その他

議長から、当日配付資料に基づき、5月18日から7月20日までの本学の主な行事等について報告があった。

7. 次回以降の会議の開催について

議長から、次回以降の本協議会の開催は、次のとおりとしたい旨の発言があった。

次回 平成16年10月19日(火) 13:30~

次々回 平成17年 1月18日(火) 13:30~

次々々回 平成17年 3月15日(火) 13:30~

以 上